

第2表
(平成21年4月分以降用)

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
① (第1表 ⑥A)	円 5,000,000	$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \frac{\text{③の法定相続人の数}}{\text{④の人数}}) = \text{⑤万円}$		② (①－⑤)	円 5,000,000
② (第3表 ⑥A)	円 5,000,000	④の人数及び⑤の金額を第1表⑥へ転記します。		③ (②－⑤)	円 5,000,000
④ 法定相続人 (注) 1 参照)		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		⑦ 第3表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との 続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑧ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
法定相続人の数	④ 人	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額 (⑧の合計額) (100円未満切捨て)
				00	00

(注) ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	一 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、 $30,000 \text{ 千円} \times 15\% - 500 \text{ 千円} = 4,000 \text{ 千円}$ です。

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

○この表を修正申告書の第2表として使用するとき、イ欄には修正申告書第1表のロ欄の⑥Aの金額を記入し、㊦欄には修正申告書第3表の1のロ欄の⑥Aの金額を記入します。